

## 第2章 松山城跡の環境

### 第1節 自然的環境

#### (1) 立地

松山城跡の所在する松山市は、愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置しており、東は西日本の最高峰石鎚山いしづちさんのある四国山地を背景とし、西は波静かな瀬戸内海に面している。市域は、高縄山系の南西裾に広がる北条平野と松山平野を主として、北は今治市、南は伊予郡松前町まさき、砥部町とべ及び上浮穴郡久万高原町かみうけな、東は東温市、西は山口県大島郡周防大島町に接し、面積は約429.40km<sup>2</sup>である。

松山城跡は、松山市役所の北に位置する標高132mの独立丘陵、勝山を中心に所在している。天守は勝山山頂に位置しており、松山市のシンボルとして市民に親しまれている。また、松山城跡の本丸跡、二之丸跡、三之丸跡を含めた全域は都市公園の城山公園となっている。

城山公園のうち堀之内地区は、松山城跡の三之丸跡及び西之丸跡に当たる部分であり、広大な緑地空間を形成し、市民の憩いの場となっている。

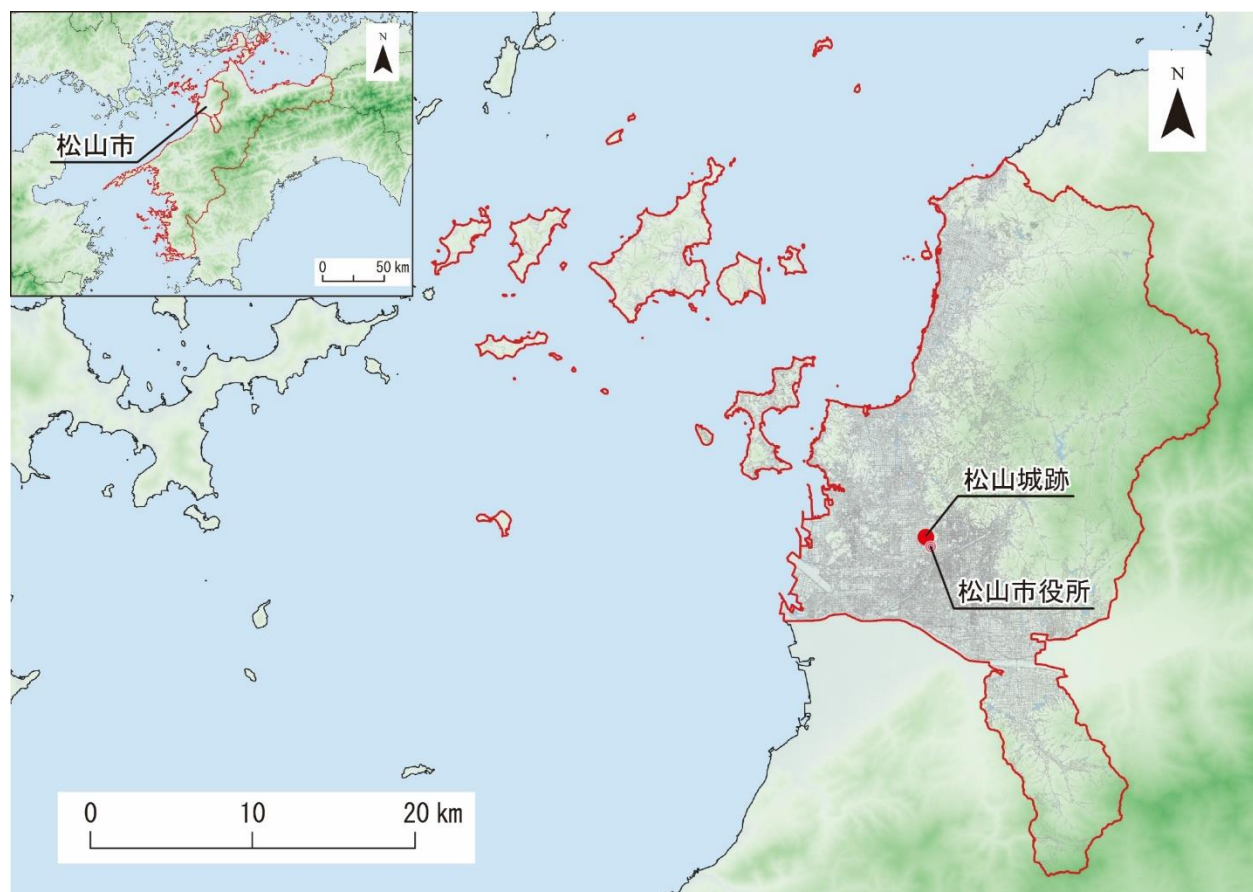


図4 松山城跡の位置図

出典：国土数値情報（行政区域データ）、基盤地図情報  
（基本項目データ）を加工して作成

## (2) 地質・地形

松山市の位置する高縄半島の南西部に展開する松山平野は、完新世(沖積世)期に高縄山系に源を発する重信川と石手川及びこの2つの河川に流入する小河川群により形成された扇状地性の沖積平野である。また松山平野は、四国を東西に走る中央構造線の北側に位置し、基盤地質は主に花崗岩類・和泉層群により構成されるが、その他にも多くの地層や岩石が分布している。

松山城跡の所在する勝山は、扇状地端部の分離独立丘陵で、丘陵北半分は花崗閃緑岩、同南半分は礫岩層や砂岩層、泥岩層などの上部白亜系和泉層群より成る。

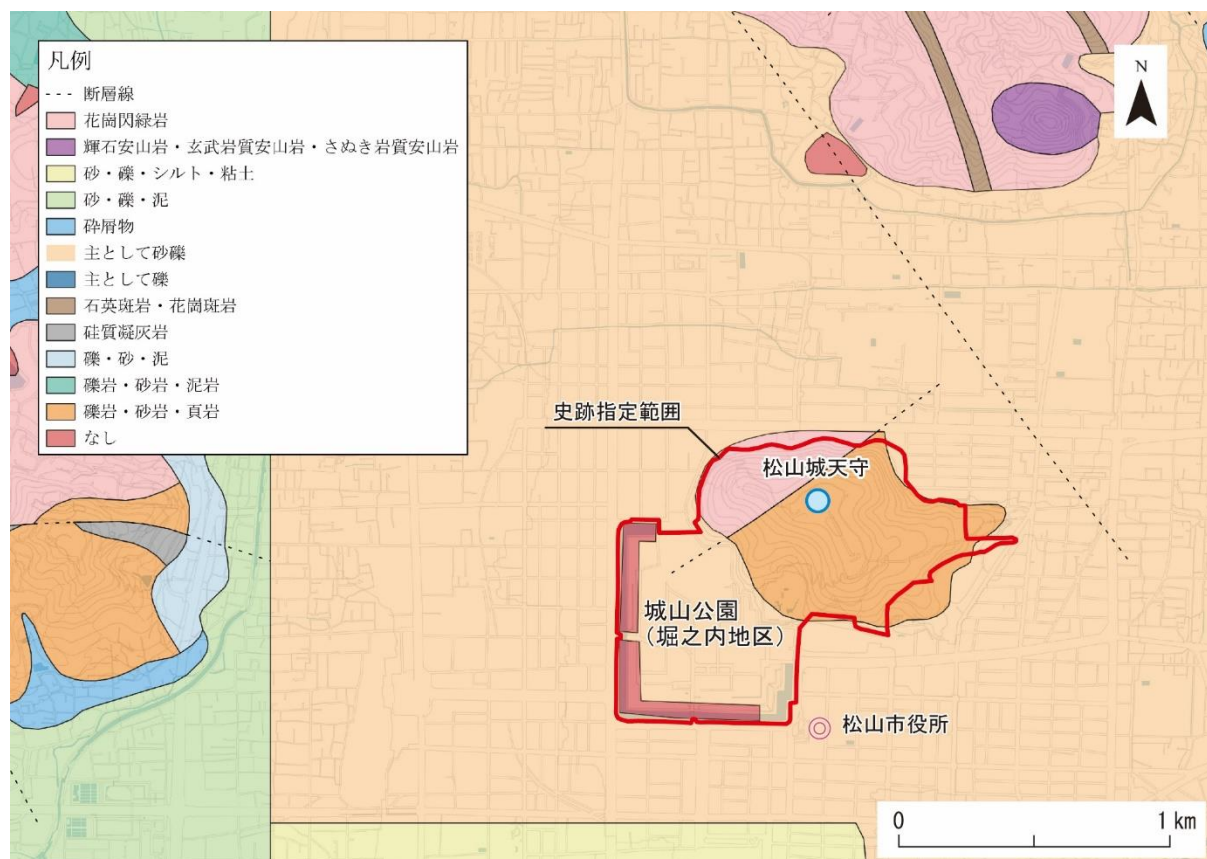


図5 松山城跡周辺の地質分布図

出典：5万分の1都道府県土地分類基本調査（表層地質図）

「郡中」「松山南部」「三津浜」「松山北部」、基盤地図情報（基本項目データ）を加工して作成

### （３）気候

松山市の気候は、温暖な瀬戸内海式気候で、年間平均降水量が全体的に少なく、積雪もごく少量である。また、台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少ないため、水不足の傾向にあり、ため池が作られている。

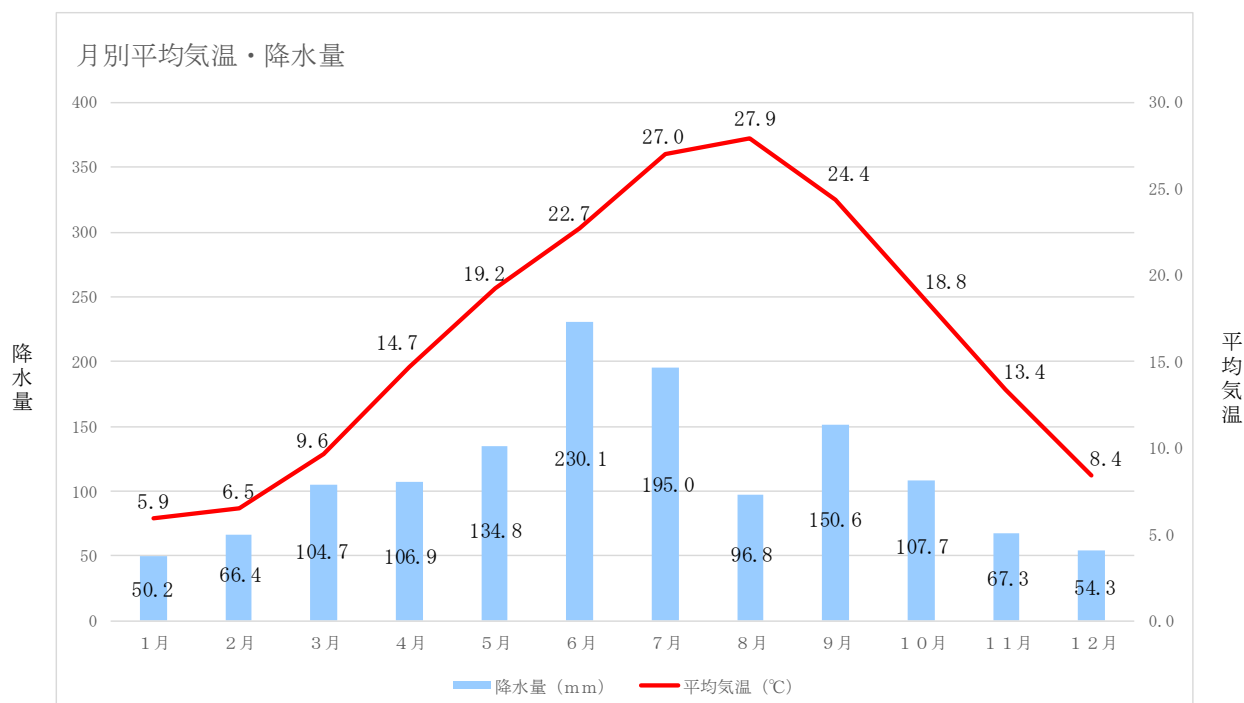


図6 松山市の雨温図

出典：気象庁（1981～2019年の平年値）

### （４）植生

松山城跡の所在する勝山の山林は、愛媛県天然記念物「松山城山樹叢」に指定されており、ツブラジイ（コジイ）やモチノキ、アラカシ、カクレミノ、ナナミノキ、クスノキなどの常緑広葉樹、ハゼノキやアベマキ、ムクノキ、サクラなどの落葉広葉樹及びアカマツなどの針葉樹、約200種で構成され、植生は温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）である。また、色々なシダ類を合わせると約550種の植物がここに繁茂している。

一方、城山公園（堀之内地区）では、現在、イチョウやカイヅカイブキ、ヒマラヤスギ、スギなどの針葉樹が多く、クスノキやツブラジイなどの常緑広葉樹、サクラやケヤキ、ポプラなどの落葉広葉樹も見られる。土塁には、マツやクスノキ、エノキ、サクラが密生している。

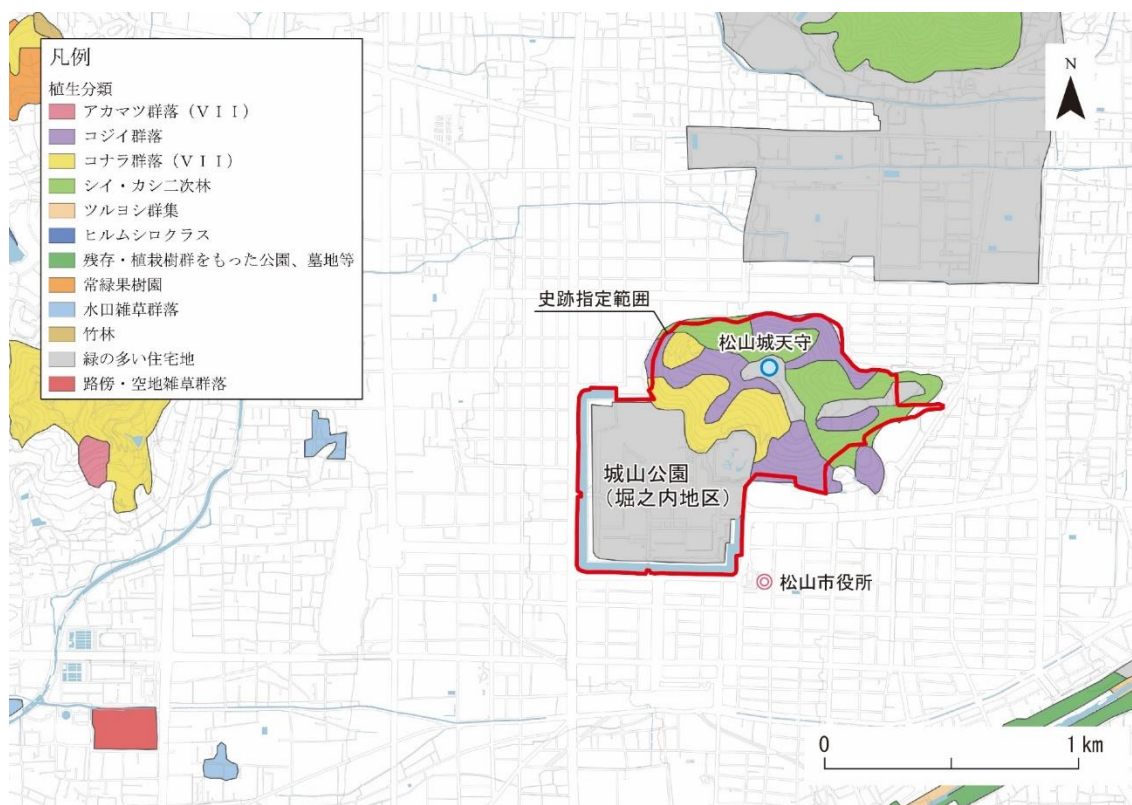


図7 松山城跡周辺の植生分布図

出典：『第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書』（環境省生物多様性センター）、基盤地図情報（基本項目データ）を加工して作成

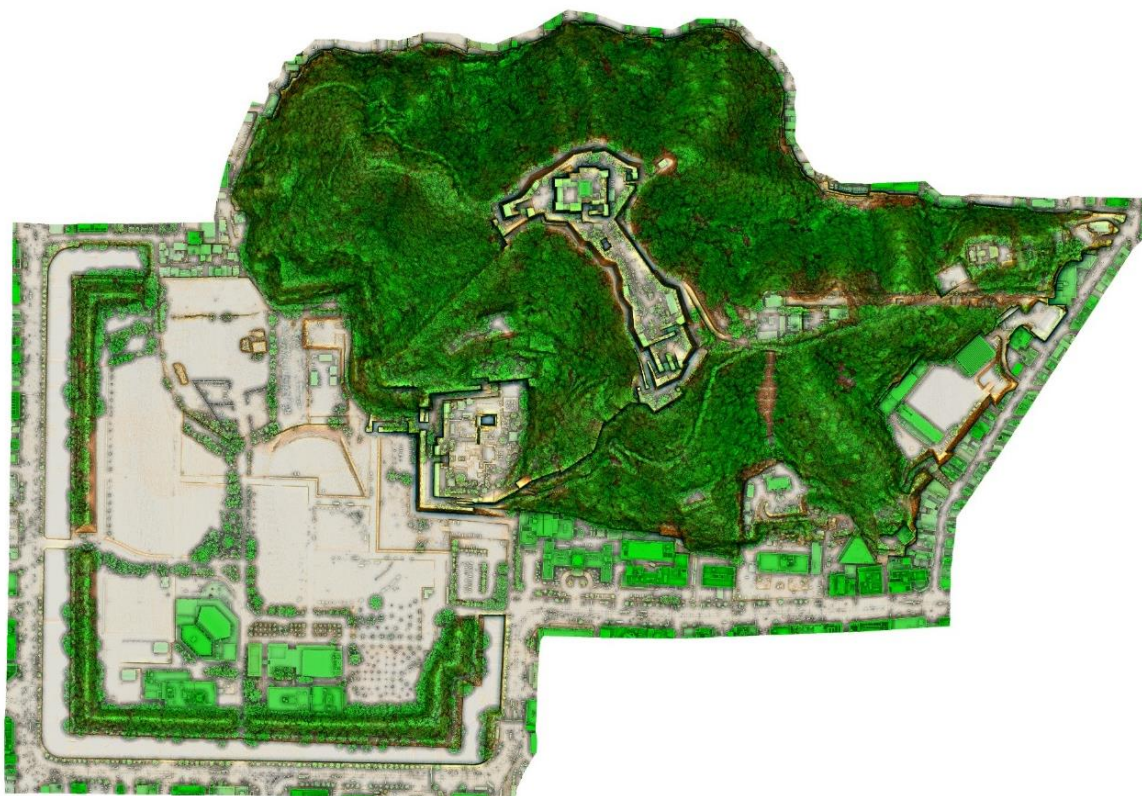


図8 松山城跡樹叢図

### (5) 動物相

松山市では、ブナ・ミズナラが茂る高縄山や北三方ヶ森などの標高1000m前後の山地から、多くの水棲生物を育む石手川や重信川、数々の島、干潮時のみ現れる岩礁などに様々な生物が生息している。忽那諸島まで、多様な自然環境の中で動植物たちが生息しており、豊かな自然が保たれている。

松山城跡のある勝山は、市街地に位置しているが、自然植生はよく保存され、多様な動植物が生息、生育する貴重な環境となっている。『松山市野生動植物目録2012』によると、松山城跡全体には、169種ほどの野生動物が生息しており、そのうち城山公園（堀之内地区）に生息しているものは15種となる。また、『レッドデータブックまつやま2012』によると、絶滅危惧種として掲載されているのは松山城跡全体で12種、城山公園（堀之内地区）で3種となっている。

表2 城山公園（堀之内地区）周辺の動物一覧

| 種類  | 名称       | 生息地                    | 絶滅の種類                  |     | 備考 |
|-----|----------|------------------------|------------------------|-----|----|
|     |          |                        | 松山市                    | 環境省 |    |
| 鳥類  | トラツグミ    | 城山公園                   |                        |     |    |
|     | イカル      | 城山公園                   |                        |     |    |
|     | シメ       | 城山公園                   |                        |     |    |
|     | ササゴイ     | 堀之内                    | 準絶滅危惧                  |     |    |
|     | ミコアイサ    | 堀之内                    |                        |     |    |
|     | ハイタカ     | 堀之内                    | 準絶滅危惧                  |     |    |
|     | シロハラクイナ  | 堀之内                    |                        |     |    |
| 両生類 | ニホンヒキガエル | 堀之内、松山城                | 絶滅危惧 I B類<br>絶滅危惧 I A類 |     |    |
| 昆虫  | コウチュウ目   | ヒラタクワガタ本土亜種            | 丸之内松山城、松山城山、堀之内        |     |    |
|     | チョウ類     | ジャコウアゲハ                | 堀之内                    |     |    |
|     |          | アオスジアゲハ                | 堀之内、松山城山               |     |    |
|     | ガ類       | ワタヘリクロノメイガ             | 堀之内                    |     |    |
|     |          | クスサン                   | 堀之内                    |     |    |
|     |          | ツマジロエダシヤク              | 堀之内                    |     |    |
|     |          | ヨツモンマエジロアオシヤク          | 堀之内                    |     |    |
|     |          | キバラケンモン                | 堀之内                    |     |    |
|     |          | ナカジロシタバ                | 堀之内                    |     |    |
|     |          | ハスモンヨトウ                | 堀之内                    |     |    |
|     |          | ウスチャヤガ                 | 堀之内                    |     |    |
|     |          | スカシエダシヤク               | 城山公園                   |     |    |
|     |          | コヨツメアオシヤク(本土・対馬・屋久島亜種) | 城山公園                   |     |    |

出典：『松山市野生動植物目録2012』、『レッドデータブックまつやま2012』（着色部分が絶滅危惧種）

## 第2節 歴史的環境

### (1) 江戸時代以前

文献史料や発掘調査より得られた考古資料によると、松山城築城前の勝山とその周辺は、縄文時代後期から利用され始め、山上は古墳時代後期に墓域、室町時代には山城（味酒山城<sup>みさけやま</sup>）として、西と南の山麓は弥生時代後期から居住域や墓域として利用されたと考えられる。

松山城の築城は、江戸時代初期の慶長7（1602）年に、賤ヶ岳七本槍の一人として有名な戦国武将の加藤嘉明<sup>よしかき</sup>によって起工され、寛永4（1627）年に嘉明に代わって入封した蒲生忠知<sup>がもうただとも</sup>（徳川家康の外孫）によって完了したとされる。築城時、嘉明は大規模な治水工事により城下町を造り、当時の居城であった正木城<sup>まさき</sup>（伊予郡松前町）などから石垣や櫓を移したといわれ、約四半世紀にわたって多くの労力が費やされた。その後、忠知の急死により蒲生家は断絶、寛永12（1635）年に入封した松平定行（徳川家康の異父弟の子）によって、寛永19（1642）年までに大規模な改修が行われ、ほぼ現在の形となった。なお、このとき天守が五重から三重へ改められたとされるが、真相は定かではない。

貞享4（1687）年、松平定直（松平氏4代）が三之丸に御殿を新設し、以降、政務の中心は三之丸御殿に移り、二之丸御殿は主に世子の住居となった。天明4（1784）年には天守が落雷により焼失し、すぐに幕府に再建許可を得たが、途中、財政事情や作事所の火事などで一時頓挫し、幕末の嘉永5（1852）年、松平定毅（のち勝善、松平氏12代）によりついに再建された。現存12天守では最も新しい天守である。



(右隻)



(左隻)

「松山城下図屏風」（愛媛県歴史文化博物館蔵）に描かれた江戸時代の松山城と城下町

## （2）明治時代以降

明治元（1868）年、戊辰戦争時に旧幕府方であった松山藩は新政府側に恭順し、松山城は土佐藩（新政府）預かりとなった。明治2（1869）年の版籍奉還後、三之丸御殿が松山藩庁となったものの翌年に焼失、

続いて、二之丸御殿が藩庁として、廃藩置県後は松山県庁、石鐵県庁として利用されたが、明治5（1872）年に焼失した。明治6（1873）年、存城廃城令により松山城は廃城対象となり、愛媛県誕生に伴って三之丸跡に県庁が開庁、翌年には本丸跡が内務省から愛媛県へ無償で払い下げられ、公園「聚楽園」<sup>じゅらくえん</sup>として開園された。しかし、明治10（1877）年、三之丸跡は陸軍省に売却、二之丸跡も同省に譲渡され、明治18（1885）年には二之丸跡に衛戍病院（陸軍病院）が設けられた。さらに、明治19（1886）年には、本丸跡も陸軍省の所管となったため、「聚楽園」<sup>じゅらくえん</sup>は廃園となり、三之丸跡には歩兵第22聯隊司令部が置かれ、ついに城域ほぼ全体が陸軍省の所管となった。

それから約四半世紀後の明治43（1910）年、市民の声を受け、本丸跡は松山市により「松山公園」として再び開園され、また、大正12（1923）年には、天守や本丸跡ほかの払い下げを受けた久松定謨（旧藩主松平定昭<sup>さだあき</sup>の養嗣子）により、同地が管理費付きで松山市に寄付された。しかし、昭和8（1933）年、放火により小天守等建造物9棟が焼失し、昭和10（1935）年に、国宝保存法により天守等35棟の建造物が国宝（旧国宝）に指定されたものの、昭和20（1945）年に米軍の空襲により天神櫓等11棟が焼失した。

第二次世界大戦後は、昭和23（1948）年から三之丸跡で野球場をはじめとするスポーツ施設の建設が始まるとともに、三之丸跡を含む城域ほぼ全体が、特別都市計画公園「城山公園」として決定を受けた。昭和24（1949）年には、再び放火により本丸跡の筒井門等3棟の建造物が焼失し、内堀が埋め立てられるなど往時の姿が失われつつある中、山林部分が県の天然記念物「松山城山樹叢」に指定され、翌年には文化財保護法に基づき、天守等21棟の建造物が重要文化財に指定された。さらに、昭和27（1952）年には、城域の大部分が国史跡「松山城跡」に指定された。

文化財指定後は、昭和33（1958）年から平成2（1990）年にかけて本丸跡の約30棟の建造物が主に木造で復元され、このうち小天守等9棟が、令和元（2019）年に国の登録有形文化財（建造物）となった。また、二之丸跡は、平成4（1992）年に松山城二之丸史跡庭園として開園され、三之丸跡はスポーツ施設等の移転が進められ、平成22（2010）年に城山公園（堀之内地区）第1期整備が完了した。



大正時代頃の「陸軍兵営（三之丸跡）写真」（愛媛県歴史文化博物館蔵）

表3 松山城関係年表

| 元号        | 西暦     | 松山城跡に関する出来事                                                                    | 全国的な出来事               |
|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 縄文後期      | 前2000頃 | 勝山東部(東雲神社遺跡)で土器を使用した生活が営まれる。                                                   | 列島寒冷化                 |
| 弥生後期～古墳前期 | 1～4世紀  | 勝山西麓(若草町遺跡)で住居が営まれる。<br>墓が造られ、有力者に威信材として鏡が副葬される。                               | 卑弥呼、魏王朝から親魏倭王の称号を受ける。 |
| 古墳後期      | 6世紀    | 勝山に古墳が造られる。                                                                    | 仏教が伝わる。               |
| 奈良～鎌倉     | 8～13世紀 | 勝山南麓(番町遺跡)で生活が営まれる。                                                            |                       |
| 文和元       | 1352   | 足利義詮、味酒山から湯並城など籠った凶徒の討伐を河野通盛に命令する。                                             | 半済令発布                 |
| 慶長7       | 1602   | 加藤嘉明、勝山築城を起工。同じ頃、石手川の改修、城下町の建設にも着手する。                                          |                       |
| 寛永4       | 1627   | 嘉明、会津若松に移封となり、蒲生忠知が出羽上山から松山に移封される。<br>この頃、二之丸を含む松山城の普請が終了する。                   |                       |
| 寛永12      | 1635   | 松平定行、伊勢桑名から松山(15万石)に移封される。                                                     | 参勤交代制確立               |
| 寛永19      | 1642   | 天守等の普請(改築)が完成。五重天守が三重の黒腰付となる。                                                  |                       |
| 寛文元       | 1661   | 三之丸に杉馬場ができる。                                                                   |                       |
| 貞享4       | 1687   | 三之丸御殿ができる。                                                                     |                       |
| 享保14      | 1729   | 両御門櫓が黒塗りになる。                                                                   |                       |
| 天明4       | 1784   | 雷火により、天守が焼失。                                                                   |                       |
| 天保12      | 1841   | 三之丸小普請所が焼失する。                                                                  | 天保の改革開始               |
| 嘉永5       | 1852   | 本壇再建普請が完成する。                                                                   |                       |
| 明治元       | 1868   | 松山藩の城地を土佐藩が受け取り、土地人民とも土佐藩預かりとなる。                                               | 戊辰戦争。五箇条の御誓文          |
| 明治2       | 1869   | 元三之丸御殿に松山藩庁が開庁する。                                                              | 遷都。版籍奉還               |
| 明治3       | 1870   | 三之丸跡の松山藩庁が焼失したため、藩庁を二之丸へ移す。                                                    |                       |
| 明治4       | 1871   | 廃藩置県により、松山藩が廃止され、松山県となる。                                                       | 日清修好条規。               |
| 明治5       | 1872   | 二之丸跡の石鐵県庁が焼失する。<br>大阪鎮台第2分営(高松)の16大隊・6番小隊が三之丸に駐留する。                            | 田畑永代売買の解禁。学制公布。太陽暦採用  |
| 明治6       | 1873   | 存城廃城令により廃城となり、大蔵省所管となる。                                                        | 徴兵令。地租改正条例            |
| 明治7       | 1874   | 本丸跡等が「聚楽園」として開園される。                                                            | 民選議員設立建白              |
| 明治10      | 1877   | 二之丸と三之丸が陸軍省の所管となる。                                                             | 西南戦争                  |
| 明治17      | 1884   | 三之丸跡で歩兵第22聯隊の編成が開始される。                                                         | 秩父事件                  |
| 明治18      | 1885   | 二之丸跡に衛戍病院が設けられる。                                                               | 天津条約                  |
| 明治19      | 1886   | 本丸跡が陸軍省の所管となり、「聚楽園」が閉園となる。                                                     |                       |
| 明治43      | 1910   | 本丸跡が再び「松山公園」となる。                                                               |                       |
| 大正12      | 1923   | 久松定謨、松山城の払下げを受け、管理費4万円とともに松山市に寄付する。                                            | 関東大震災                 |
| 昭和8       | 1933   | 放火により、小天守など9棟の建造物が焼失する。                                                        | 国際連盟脱退                |
| 昭和10      | 1935   | 国宝保存法により、天守など35棟の建造物が国宝に指定される。                                                 |                       |
| 昭和20      | 1945   | 空襲により、天神櫓など11棟の建造物が焼失する。<br>第二次世界大戦が終結し、進駐軍が三之丸跡の兵営で駐屯を開始。<br>二之丸跡に国立松山病院ができる。 | 東京大空襲<br>ポツダム宣言       |
| 昭和23      | 1948   | 三之丸跡にスポーツ施設の建設が始まる。<br>本丸跡、三之丸跡及び山林が特別都市計画公園「城山公園」として決定を受ける。                   |                       |
| 昭和24      | 1949   | 放火により、筒井門など3棟の建造物が焼失する。<br>内堀が埋め立てられる。<br>松山城山樹叢が県の天然記念物に指定される。                | 法隆寺壁画焼損               |
| 昭和25      | 1950   | 文化財保護法により、天守など21棟の建造物が重要文化財に指定される。                                             | 文化財保護法制定              |
| 昭和26      | 1951   | 二之丸跡に城東中学校ができる。                                                                | サンフランシスコ平和条約          |
| 昭和27      | 1952   | 松山城跡が国の史跡に指定される。                                                               |                       |
| 平成4       | 1992   | 「二之丸史跡庭園」の整備が完了する。                                                             |                       |
| 平成22      | 2010   | 城山公園(堀之内地区)第1期整備が完了する。                                                         |                       |
| 令和2       | 2019   | 小天守等9棟が国の登録文化財となる。                                                             |                       |

### 第3節 社会的環境

#### (1) 人口

松山市の総人口は、昭和40（1965）年以降一貫して増加し続け、平成22（2010）年には51.7万人となったが、その後は減少に転じ、令和12（2030）年には47.9万人程度になると見込まれている。また、年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は上昇しており、少子高齢化が進行しつつあるといえる。

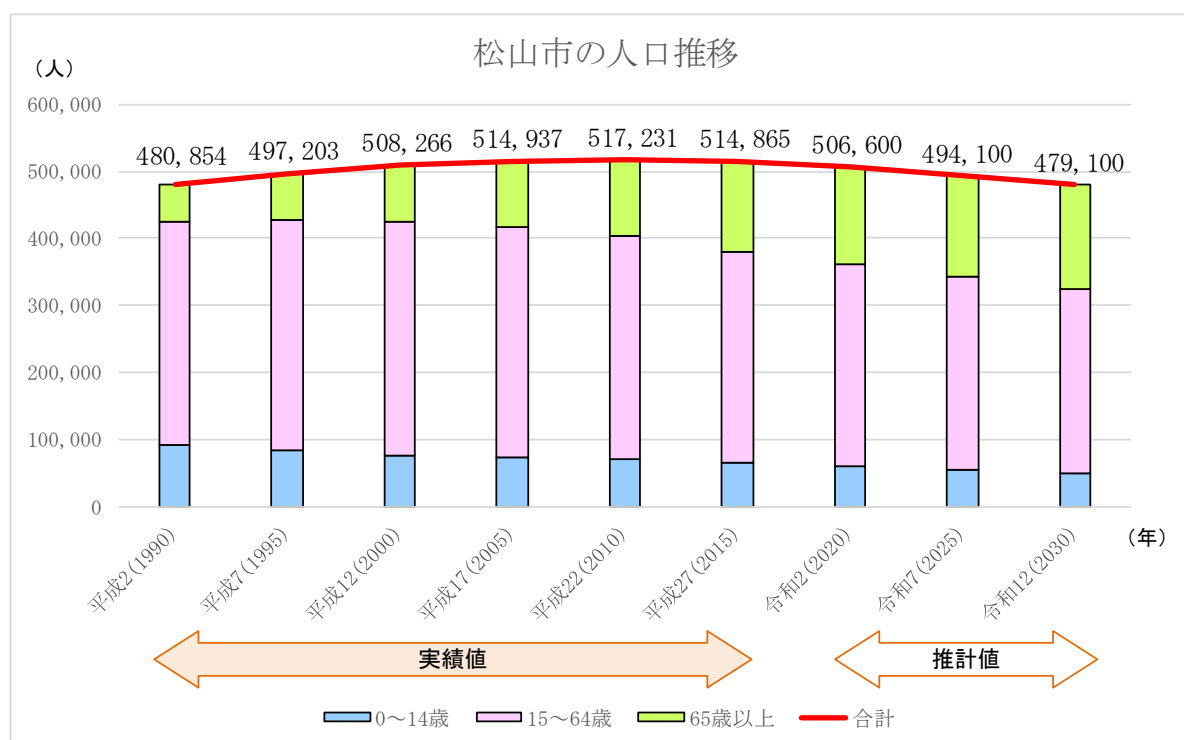


図9 松山市の人口推移

出典：『第6次松山市総合計画 後期基本計画』「資料編

①人口等の見通し 1 年齢3区分別人口」

※令和2（2020）年以降は、平成27（2015）年国勢調査に基づいた、松山市の人口の実績値等の現状分析による推計である。

## (2) 交通

松山市内の鉄道は、J R 予讃線（高松～宇和島間）及び伊予鉄道高浜線、横河原線、郡中線が整備され、また、市街地には伊予鉄道市内線の軌道が松山城跡を中心として環状に走っている。一方、松山市域の道路網は、香川・徳島方面へ国道11号、高知方面へ33号、愛媛県南予方面へ56号、今治方面に続く196号・317号、三津浜港につながる437号の6路線の国道及び主要地方道、一般県道が整備されている。このようにヒト・モノが松山市の中心部に集まる構造となっており、松山城跡を訪れやすい環境が整備されている。城山公園（堀之内地区）への所要時間は、遠方からの場合、松山空港から車で約20分、四国縦貫自動車道の松山 I C から車で約20分である。また J R 松山駅からは、伊予鉄道市内線に乗り、南堀端駅や市役所前駅県庁前駅で下車後、徒歩約5分である。



図10 交通アクセス図（広域）

出典：国土数値情報（行政区画、高速道路時系列、緊急輸送道路データ）を加工して作成

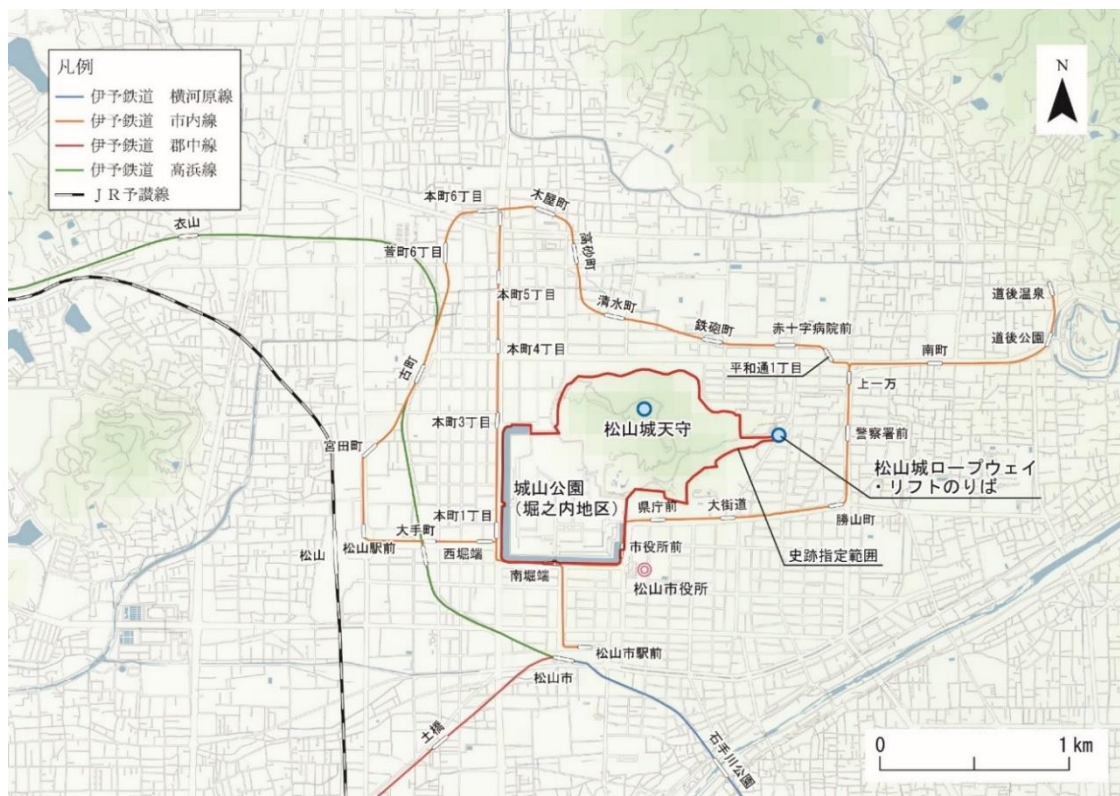


図 11 交通アクセス図（松山城跡周辺）

出典：国土数値情報（鉄道データ）、基盤地図情報（基本項目データ）を加工して作成

### （3）観光

松山市には松山城跡だけではなく、日本最古の温泉である道後温泉等、愛媛県や四国を代表する観光施設が存在する。また、夏目漱石<sup>そうせき</sup>の小説「坊っちゃん」や司馬遼太郎（公式の表記では「遼」の偏が「辵」となる）の小説「坂の上の雲」、正岡子規<sup>しき</sup>をはじめとする俳句などの文化的観光資源にも恵まれ、「いで湯と城と文学のまち」とも呼ばれている。

松山城跡は、本丸跡までの登城用のロープウェイ及びリフトが設置され、老若男女問わず天守ほか重要文化財の建造物等を見学することができ、庭園として整備された二之丸跡は、薪能や茶会などに活用されている。三之丸跡の第1期整備地は、広大な広場空間として整備されたため、散策や軽スポーツなどの場として市民に広く利用されている。その他にも四季折々の祭りや松山市の無形民俗文化財に指定されている「伊予万歳」といった郷土芸能などがあり、古くから四国遍路のお遍路さんを迎えてきた街らしく、旅人を温かく迎え入れる「おもてなし」が息づいている。

### （4）景観

松山市域は、水と緑に囲まれた良好な自然景観をベースに、「瀬戸内海国立公園」、「奥道後玉川県立自然公園」、「皿ヶ嶺連峰県立自然公園」が指定されており、さらに石手寺から菅沢<sup>すがさわ</sup>、高縄寺を通り、北三方ヶ森までのルート等が「四国自然歩道（四国のみち）」に指定され、自然景観資源を活用した取組が進められている。

また、松山市には、数多くの貴重な歴史的・文化的資源が存在し、中心市街地をはじめとした近代的な街の雰囲気を守り育てていくために、市民公募による「まつやまの大切にしたい景観100選」を選定し、まち並みの保護等に努めている。

表4 まつやまの大切にしたい景観100選（抄）（松山城跡周辺のみ）

| 番号 | 名称                      | 場所・見る場所               | 分類   | 季節 | 備考                                                 |
|----|-------------------------|-----------------------|------|----|----------------------------------------------------|
| 1  | ロープウェー街                 | 大街道三丁目 外              | 風景   | —  | 松山城へのロープウェーの乗り場に通じる商店街。                            |
| 2  | 松山城                     | 丸之内                   | シンボル | —  | 日本で12ヵ所しか残っていない江戸時代以前に建造された天守を有する城郭の1つ。            |
| 3  | 松山城 天守閣からの風景            | 丸之内（天守閣から）            | 風景   | —  | 松山城天守閣から山頂広場を眺める風景。                                |
| 4  | 春の山頂広場                  | 堀之内（山頂広場）             | 風景   | 春  | 山頂広場は桜並木の風景。桜越しに天守閣を見ることができる。                      |
| 5  | 松山城 近景<br>（乾門外から見上げた風景） | 堀之内（古町道途中）            | 風景   | —  | 松山城の石垣や櫓等が重層的に見える乾門外から見る風景。                        |
| 6  | 松山城 登城道の風景              | 丸之内（二之丸黒門登城道）         | 風景   | —  | 二之丸の裏手にある登城口の石垣と紅葉が映える風景。                          |
| 7  | 城山公園                    | 堀之内                   | シンボル | —  | 松山城下にある元々三之丸であった場所に整備された公園。                        |
| 8  | 松山城 遠景<br>（二之丸と重なる風景）   | 堀之内                   | 風景   | —  | 二之丸の後方に松山城が見られる、城下町を代表する風景。                        |
| 9  | お堀と松山城の風景               | 南堀端町<br>（伊予銀行本店前付近）   | 風景   | —  | お堀の南側から眺める松山城とお堀と一緒に見ることができる数少ない風景。                |
| 10 | 坊っちゃん列車と松山城             | 二番町四丁目<br>（市役所前乗り場付近） | 風景   | —  | 市内電車が交差する様子と松山城を重ねて見ることができる数少ない風景。                 |
| 11 | 萬翠荘                     | 一番町三丁目                | シンボル | —  | 国の重要文化財にも指定されている、大正11（1922）年の建築当時の様子をそのまま残す貴重な建築物。 |
| 12 | 大街道・銀天街商店街              | 大街道・湊町                | シンボル | —  | 松山市駅から松山城ロープウェーまで通ったL字型のアーケードをもった商店街。              |
| 13 | 商店街裏路地の風景               | 湊町三丁目                 | 風景   | —  | 石畳の細い小路に風情ある町並みが残っている風景。                           |

出典：基盤地図情報（基本項目データ）を加工して作成

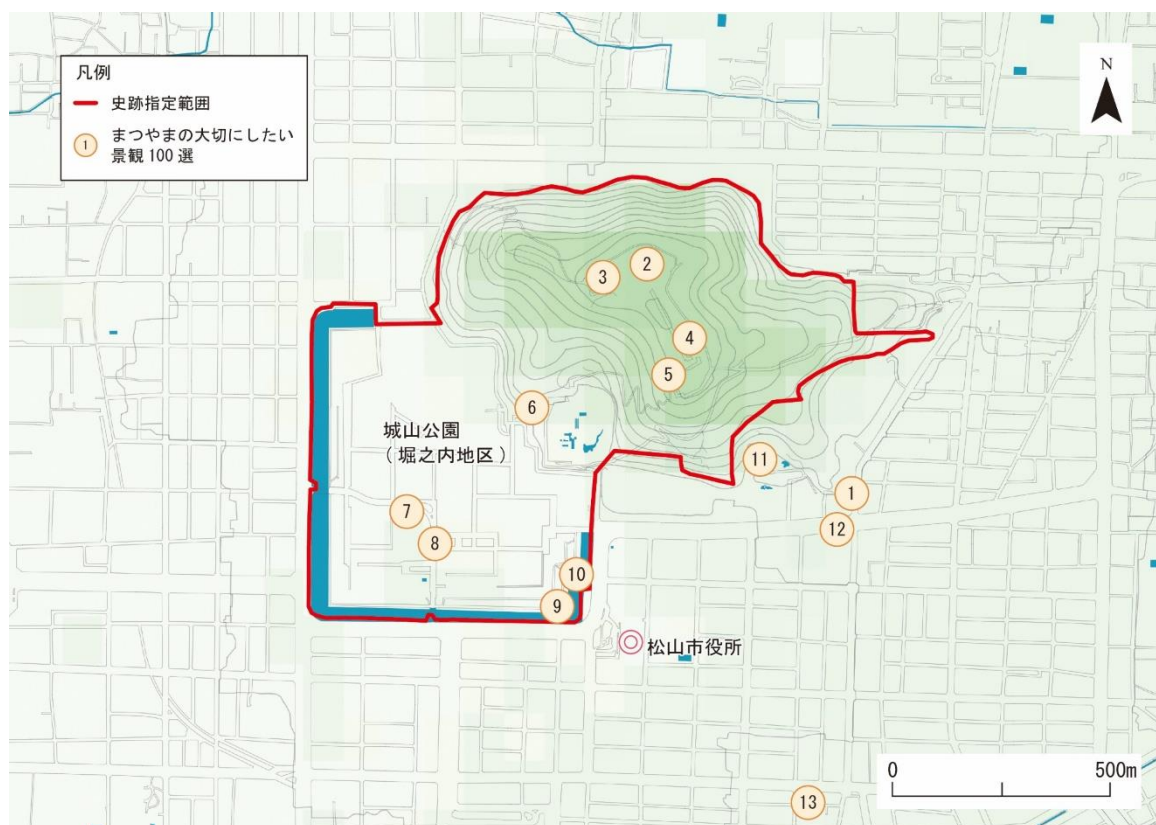


図12 まつやまの大切にしたい景観100選抄 位置図

### （５）法規制

松山城跡は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、都市公園法、都市計画法、森林法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の多くの法令により規制・保護されている。

以下に松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関する法令のみを紹介する。

#### ① 文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日 法律第214号）

○国指定史跡「松山城跡」（昭和27（1952）年3月29日指定、面積62.15ha）

松山城跡は、文化財保護法第109条の規定により、史跡に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

○周知の埋蔵文化財包蔵地「松山城跡」（松山市〔松山地区〕№74、平成22（2010）年修正）

松山城跡一帯は、文化財保護法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

#### ② 愛媛県文化財保護条例（昭和32（1957）年3月29日 条例第11号）

史跡指定地内の城山の山林は、愛媛県文化財保護条例第37条の規定により、愛媛県天然記念物「松山城山樹叢」（昭和24（1949）年9月17日指定）に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、愛媛県教育委員会の許可を受ける必要がある。

#### ③ 都市公園法（昭和31（1956）年4月20日 法律第79号）

52.1haが都市公園（総合公園）として開設されている。公園内で占用等を行う場合には、都市公園法の規定による必要がある。また、同様に松山市都市公園条例の規定が適用される。

#### ④ 都市計画法（昭和43（1968）年6月15日 法律第100号）

○都市計画区域（昭和46（1971）年12月20日）

史跡の全域が松山広域都市計画の市街化区域となっている。

○用途地域（昭和48（1973）年12月25日）

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域（近隣商業地域、商業地域）となっており、建築基準法等の規定により、建物の用途や形態などが制限される。

○風致地区（城山風致地区：昭和53（1978）年4月21日）

史跡の一部（42.0ha）が都市計画法第8条第1項第7号の規定による風致地区となっている。風致地区は、良好な自然環境を有する樹林地や丘陵地などの伐採等が制限されることとなり、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は「松山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく許可が必要になる。

○防火地区

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地区となっている。防火地域では、建築基準法の制限が適用され、一定の規模以上の建築物は、耐火構造物にすること等の制限がある。

○都市計画公園（計画決定：令和3（2020）年3月10日、面積61.4ha）

史跡とほぼ重複する区域が「城山公園」（都市計画施設）として都市計画の決定が行われている。計画決定面積61.4haの内、52.1haが都市公園（総合公園）として開設されており、未開設の区域は、都市計画法第53条の規定により、建築物の建築をしようとする者は愛媛県知事の許可が必要となる。

## ⑤ 森林法（昭和26（1951）年6月26日法律第249号）

勝山の山林は、「森林法」第5条第1項に規定する地域森林計画（今治松山地域森林計画）の対象となっており、区域内の立木を伐採するときには、同法第10条の8の規定により、あらかじめ農林水産省の定める手続に従い、松山市長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要がある。

## ⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14（2002）年7月12日法律第88号）

史跡指定区域のほぼ全域（面積約62ha）が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条に規定する鳥獣保護区に指定されており、区域内での鳥獣の捕獲が禁止されているほか、同法第28条の2の規定による鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業ができる区域となっている。

## ⑦ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44（1969）年7月1日法律第57号）

山林地区の北側山麓は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されており、区域内で、切土や盛土、立木の伐採など、同法第7条第1項に規定する行為を行う場合には、愛媛県知事の許可が必要となる。

## ⑧ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12（2000）年5月8日法律第57号）

勝山の北側山麓は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」に指定されている。また、その一部は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物構造の規制をすべき土地の区域として、同法第9条第1項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

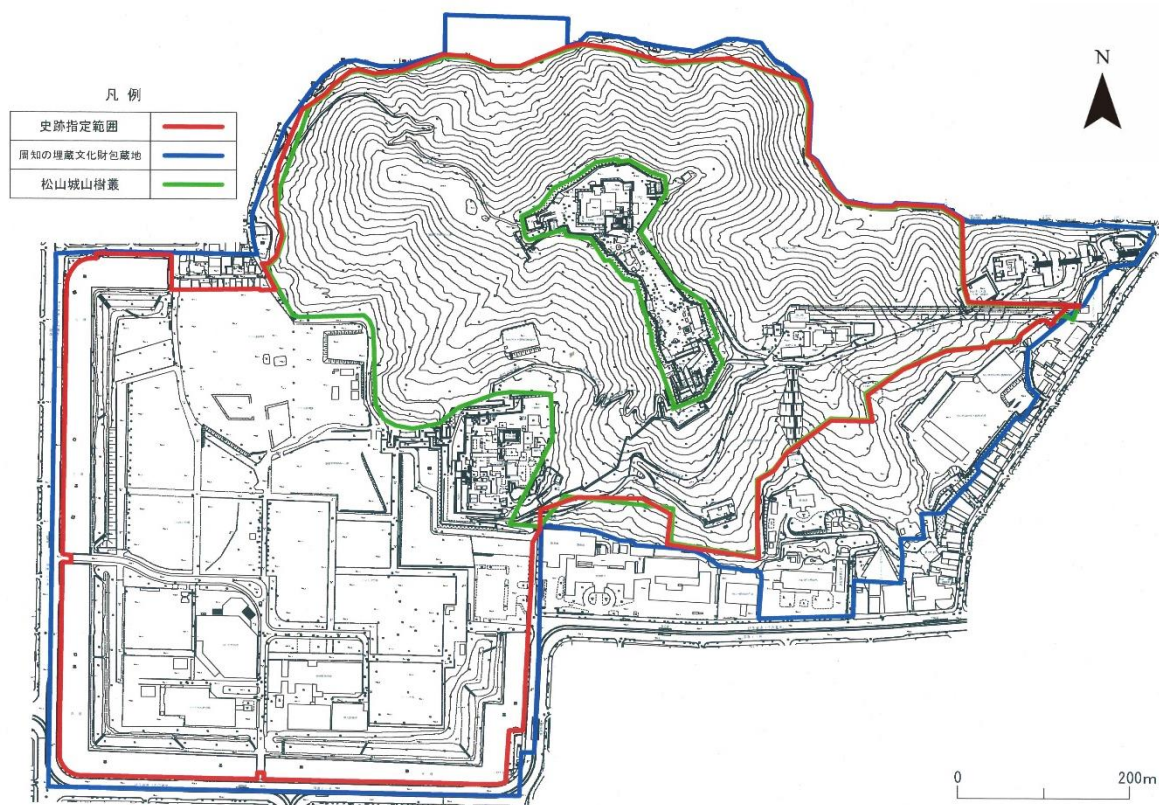


図13 史跡指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地、松山城山樹叢

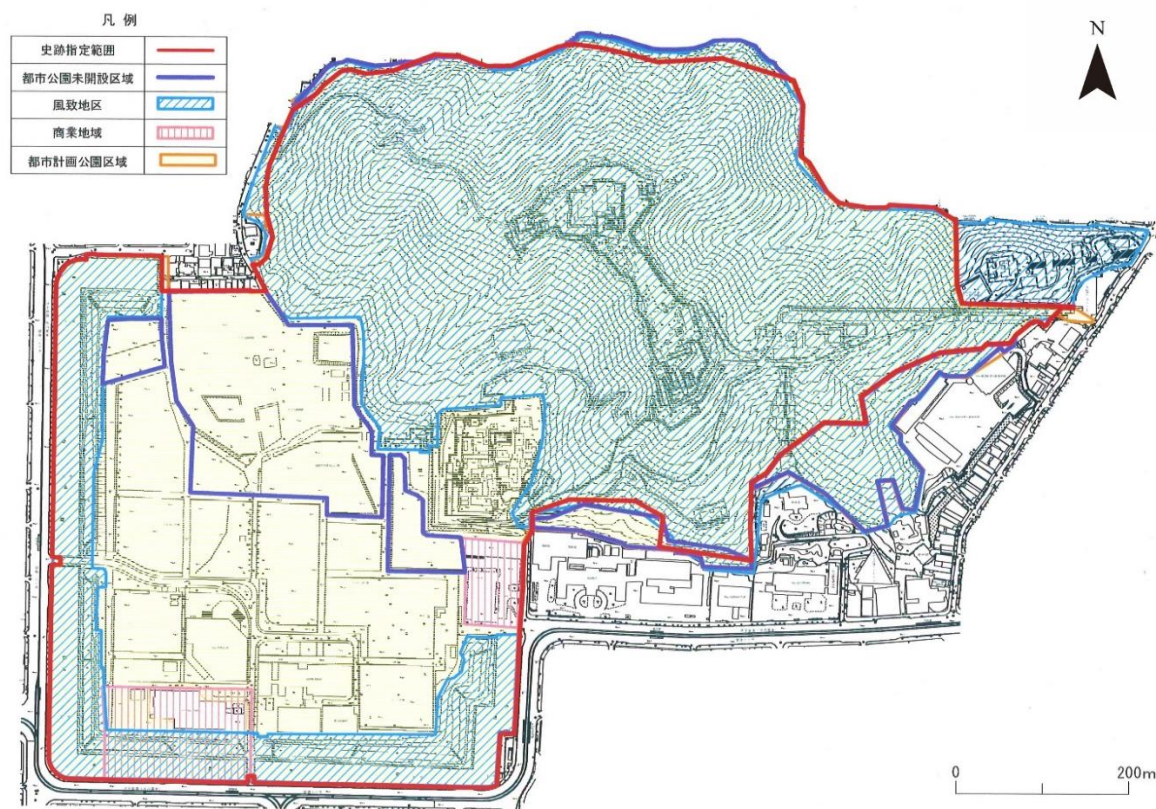


図14 都市公園未開設区域、商業地域、風致地区、都市計画公園区域

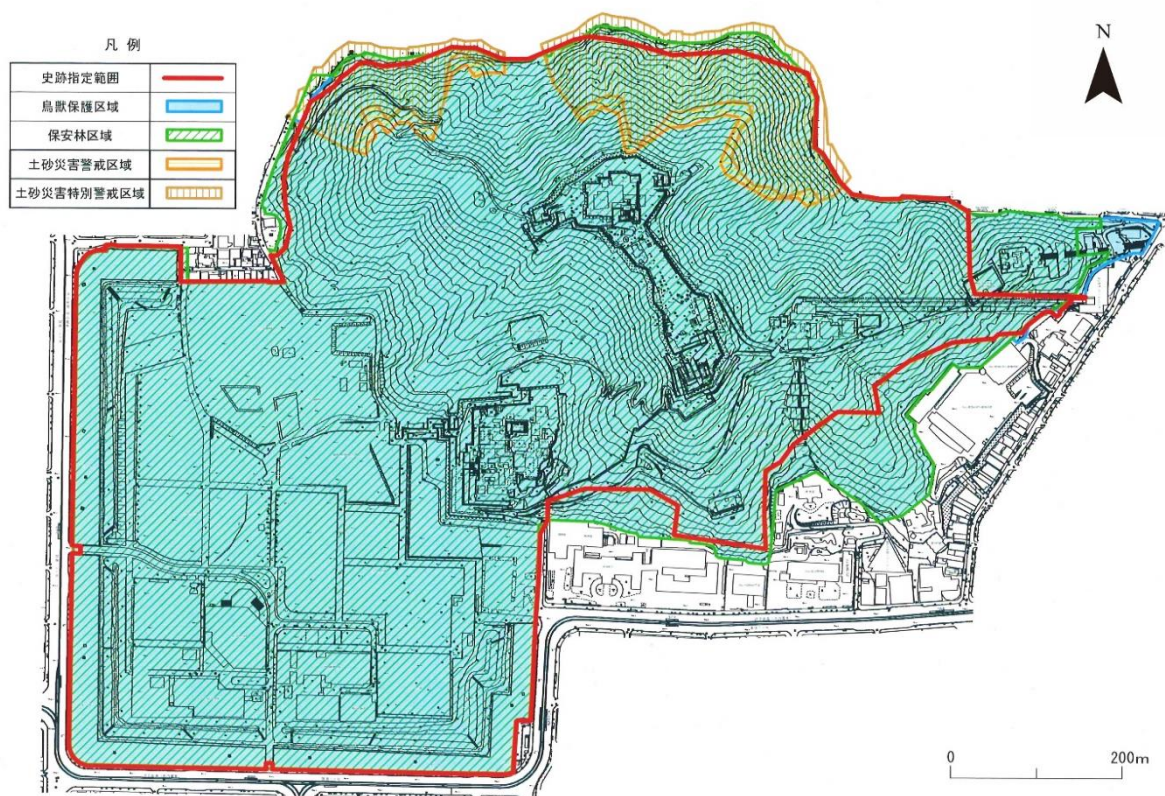


図15 鳥獣保護区、保安林区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域